

フラダンスの振り付けに著作物性があると認められた事例

## —フラダンス事件—

大阪地判平成30年9月20日 平成27年(ワ)2570号(裁判所ウェブサイト)

近畿大学法学部 教授 諏訪野 大

## ◆事案の概要

1. Xはハワイに在住するフラダンスの指導者である。自らフラダンスの振り付けを創作し、フラダンスおよびタヒチアンダンスの指導を行っている。

Yはハワイ音楽を通じたフラダンスの教授、イベントの企画、開催等を行う会社であり、九州ハワイアン協会(KHA)を運営してフラダンス教室の運営事業を行っている。

2. Xは昭和63年ごろ、Yの前代表者から、フラダンスの指導を依頼され、以来、KHAの会員に対し、自ら振り付けたフラダンスおよびタヒチアンダンスの指導等を行うなどし、遅くとも平成21年末までには、Yとの間で、月額1000米ドルの報酬で、フラダンスの指導・助言を行うことを内容とする本件コンサルティング契約を締結していた。

3. フラダンスはハワイの民族舞踊であり、その振り付けはハンドモーションとステップから構成されている。Xは、遅くとも平成26年1月までに、フラダンスの振り付けである本件各振り付けを作り、それ以降、KHAの会員に対してそれらの振り付けを指導・助言し、KHAの会員は、本件各振り付けを上演することがあった。

本件振り付け1ないし4(以下、本件振り付け1等)は、Xが著作権を有する著作物であり、Yもこれを認めている。これに対し、本件振り付け6、11、13、15ないし17(以下、本件振り付け6等)が著作物性を有するか否かについては争いがある。

4. Xは平成26年6月ごろ、Yに対し、Yとの契約関係を解消する意向を示し、Yがこれを受け入れたことから、本件コンサルティング契約は同年10月31日をもって終了した。

Xは、Yとの契約関係の解消にあたり、以後は自ら作ったフラダンスの振り付けをKHAの会員が上演することを禁止する意向を示したが、Yは、契約関係解消後もXが作った振り付けを使用することができると考えたことから、同年11月1日以降も、本件振り付け6等を使用することがあった。

5. XはYに対し、Xが創作したフラダンスの指導・上演の差止めなどを求め、訴えを提起した。争点は以下の9点である。

- ・本件振り付け6等の著作物性(争点1)
- ・本件各振り付けの著作権の譲渡または永久使用許諾の有無(争点2)
- ・Yが本件各楽曲を演奏し、本件各振り付けを上演または上演させるおそれの有無(争点3)
- ・Yによる本件各楽曲および本件振り付け1等に係る著作権侵害行為の有無(争点4)
- ・Yの故意または過失の有無(争点5)
- ・Xの損害額(争点6)
- ・本件解除がXにとって不利な時期にされたものか(争点7)
- ・本件解除についてやむを得ない事由があったか(争点8)
- ・Xの損害の有無および額(争点9)

## ◆判旨—請求一部認容—

①「フラダンスの振り付けは、ハンドモーションとステップから構成される場所、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作(一つとは限らない)が決まっており、……他方、ステップについては、典型的

なものが存在しており……これらのフラダンスの特徴からすると、特定の楽曲の振付けにおいて、各歌詞に対応する箇所、当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合には、既定のハンドモーションを歌詞に合わせて当てはめたにすぎないから、その箇所の振付けを作者の個性の表れと認めることはできない」

②「ある歌詞部分の振付けについて、既定のハンドモーションどおりの動作がとられていない場合や、決まったハンドモーションがない場合であっても、同じ楽曲又は他の楽曲での同様の歌詞部分について他の振付けでとられている動作と同じものである場合には、同様の歌詞の表現として同様の振付けがされた例が他にあるのであるから、当該歌詞の表現として同様の動作をとることについて、作者の個性が表れていると認めることはできない。

さらに、ある歌詞部分の振付けが、既定のハンドモーションや他の類例と差異があるものであっても、それらとの差異が動作の細かな部分や目立たない部分での差異にすぎない場合には、観衆から見た踊りの印象への影響が小さい上、他の振付けとの境界も明確でないから、そのような差異をもって作者の個性の表れと認めることは相当でない。また、既定のハンドモーションや他の類例との差異が、……ありふれた変更にすぎない場合にも、それを作者の個性の表れと認めることはできない。

もっとも、一つの歌詞に対応するハンドモーションや類例の動作が複数存在する場合には、その中から特定の動作を選択して振付けを作ることになり、歌詞部分ごとにそのような選択が累積した結果、踊り全体のハンドモーションの組合せが、他の類例に見られないものとなる場合もあり得る。そして、フラダンスの作者は、前後のつながりや身体動作のメリハリ、流麗さ等の舞踊的効果を考慮して、各動作の組合せを工夫すると考えられる。しかし、その場合であっても、それらのハンドモーションが既存の限られたものと同一であるか又は有意な差異がなく、その意味でそれらの限られた中から選択されたにすぎないと評価し得る場合には、その選択の組合せを作者の個性の表れと認めることはできないし、配列についても、歌詞の順によるのであるから、同様に作者の個性の表れと認めることはできない」

③「ある歌詞に対応する振付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られる

ものでも、それらと有意な差異がないものでもない場合には、その動作は、当該歌詞部分の振付けの動作として、当該振付けに独自のものであるか又は既存の動作に有意なアレンジを加えたもの<sup>1)</sup>いうことができるから、作者の個性が表れていると認めるのが相当である。

もっとも、そのような動作も、フラダンス一般の振付けの動作として、さらには舞踊一般の振付けの動作として見れば、ありふれたものである場合もあり得る。……しかし、フラダンスのハンドモーションが歌詞を表現するものであることからすると、たとえ動作自体はありふれたものであったとしても、それを当該歌詞の箇所に振り付けることが他に見られないのであれば、当該歌詞の表現として作者の個性が表れていると認めるのが相当であり、このように解しても、特定の楽曲の特定の歌詞を離れて動作自体に作者の個性を認めるものではないから、個性の発現と認める範囲が不当に広がることはないと考えられる」

④「歌詞の解釈が独自であり、そのために振付けの動作が他と異なるものとなっている場合には、そのような振付けの動作に至る契機が他の作者には存しないのであるから、当該歌詞部分に当該動作を振り付けたことについて、作者の個性が表れていると認めるのが相当である。そして、このように解しても、個性の表れと認めるのは飽くまで具体的表現である振付けの動作であって、同様の解釈の下に他の動作を振り付けることは妨げられないのであるから、解釈自体を独占させることにはならない。

これに対し、歌詞の解釈が言葉の通常の意味からは外れるものの、同様の解釈の下に動作を振り付けている例が他に見られる場合には、そのような解釈の下に動作を振り付ける契機は他の作者にもあったのであるから、当該解釈の下では当該振付けとすることがありふれている場合には、当該歌詞部分に当該動作を振り付けたことについて、作者の個性が表れていると認めることはできない」

⑤「ステップについては、基本的にありふれた選択と組合せにすぎないというべきであり、そこに作者の個性が表れていると認めることはできない。しかし、ステップが既存のものとは顕著に異なる新規なものである場合には、ステップ自体の表現に作者の個性が表れていると認めるべきである（なお、ステップが何らかの点で既存のものとの差異があるというだけで作者の個性を認めると、僅かに異なる

だけで個性が認められるステップが乱立することになり、フラダンスの上演に支障を生じかねないから、ステップ自体に作者の個性を認めるためには、既存のものとは顕著に異なることを要すると解するのが相当である。)。また、ハンドモーションにステップを組み合わせることにより、歌詞の表現を顕著に増幅したり、舞踊的效果を顕著に高めたりしていると認められる場合には、ハンドモーションとステップを一体のものとして、当該振付けの動作に作者の個性が表れていると認めるのが相当である」

⑥「特定の歌詞部分の振付けの動作に作者の個性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度のものにすぎず、そのような一瞬の動作のみで舞踊が成立するものではないから、……特定の歌詞部分の振付けの動作に個別に舞踊の著作物性を認めることはできない。しかし、楽曲の振付けとしてのフラダンスは、そのような作者の個性が表れている部分やそうとは認められない部分が相俟った一連の流れとして成立するものであるから、そのようなひとまとまりとしての動作の流れを対象とする場合には、舞踊として成立するものであり、その中で、作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当である。……

フラダンスに舞踊の著作物性が認められる場合に、その侵害が認められるためには、侵害対象とされたひとまとまりの上演内容に、作者の個性が認められる特定の歌詞対応部分の振付けの動作が含まれることが必要なことは当然であるが、それだけでは足りず、作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、当該ひとまとまりの上演内容について、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踊としての特徴が感得されることを要すると解するのが相当である」

## ◆評釈—結論に賛成、理論構成の一部に疑問—

### 1. はじめに

舞踊の著作物は、著作物の例示の一つとして明文で規定されている（著10条1項3号）。

著作権法に「舞踊」の定義規定はない。国語辞書によると舞踊とは、「音楽に合わせて身体をリズムカルに連続して動かし、感情・意志などを表現する芸術」であり、「ダンスの訳語として1904年（明治37）の坪内逍遙『新楽劇論』

以後、広く用いられ」たとある<sup>\*1</sup>。

旧著作権法においては、「文書演述図画建築彫刻模型写真演奏歌唱其ノ他文芸學術若ハ美術（音楽ヲ含ム以下之ニ同シ）ノ範圍ニ属スル著作物」（1条1項）と定め、著作物の種類として舞踊は挙げられていない。

しかし、舞踊のおさらいも興行であるとして<sup>\*2</sup>、「文芸學術ノ著作物ノ著作権ハ翻訳権ヲ包含シ各種ノ脚本及楽譜ノ著作権ハ興行権ヲ包含ス」とする旧著作権法1条2項の適用が認められていた。

ベルヌ条約では、ベルリン改正条約（1908年）において「登場カ文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラレタル舞譜」と文書等で表された振り付けが著作物とされた。ストックホルム改正条約（1967年）において、文書等への固定要件が削除された。現行ベルヌ条約2条(1)項は、フランス語原文では“œuvres chorégraphique”、英語原文では“choreographic works”と記されており、ダンスの訳語である「舞踊」を用いるよりも、「振り付けの著作物」とするのが正確であろう。

舞踊の著作物に関する裁判例は非常に少なく、本判決はマスコミで報道されるなど注目を浴びた<sup>\*3</sup>。今後、舞踊の著作物が問題となったとき、参照されるべき判決であると位置づけられる。

本判決は、130ページ以上（別紙を合わせると、ほぼ600ページ）という非常に大部なものであり、争点も多岐にわたるが、「当裁判所の判断」中、9割近くが本件振り付け6等の著作物性（争点1）に割かれている。本稿においては、争点1に焦点を合わせて検討を行う。

## 2. 「舞踊の著作物」の著作物性

### (1) 学説および裁判例

舞踊の著作物性についての学説に鋭い対立は見られない。多くは、これまでの裁判例を紹介する程度である。

「舞踊の著作物」に関する裁判例は非常に少ないが、本判決を検討するに先立ち、これらを概観する。

(i) アダージェット・バレエ作品振り付け事件（東京地判平成10年11月20日知財集30巻4号841頁）

原告は、バレエ作品の振り付けを行い、これらを著作したものであり、これらのバレエ作品の著作権は原告が有す

ると主張した。

裁判所は、「原告は、第一作品及び第二作品の振付けを行い、これらを著作したものと認められるから、これらのバレエ作品の著作権及び著作者人格権は原告が有するものと認められる」と判示した。

(ii) 日本舞踊振り付け事件（福岡高判平成14年12月26日裁判所ウェブサイト）

判決は、「舞踊著作物は同じ挙措動作を再現でき、鑑賞者が同じ舞踊であると認識できる程度に完成されていればそれで特定されていると解するのが相当である」と述べたうえで、「本件第1舞踊は、A流のために作られた創作音楽に独自の振付けがされたもので、同流派を象徴する舞踊である。

……本件第2ないし第4舞踊は、従前伝統芸能・民俗芸能として手本となる踊りがあったりするが、それとは離れて独自性のある振付けがされたもので、……客観的にも芸術性が高い。

……したがって、本件各舞踊は、いずれも、振付者の思想、感情を創作的に表現したものであるということができ、十分に著作物たりうる創作性を認めることができる」と原告の主張を認めた。

(iii) 手あそび事件（東京地判平成21年8月28日裁判所ウェブサイト）

判決は、「『いっぽんといっぽんで』の歌詞に合わせて右手と左手の人差し指を一本ずつ立て、『にんじゃになって』の歌詞に合わせて人差し指を立てたまま、右手で左手の人差し指を握る動作をするというものであり、上記歌詞に合わせて左右の指1本ずつで、忍術を使う忍者を表現しようとする場合に、上記のような動作で表現することは、ありふれたものであると認められる。

……したがって、原告主張の上記振付けは、創作性を有する著作物であるものと認めることはできない」として、原告の主張を退けた。

(iv) Shall weダンス？事件（東京地判平成24年2月28日裁判所ウェブサイト）

判決は、「社交ダンスが、原則として、基本ステップや

……既存のステップを自由に組み合わせて踊られるものであり、基本ステップや……既存のステップは、ごく短いものであり、かつ、社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるから、これらに著作物性は認められない。……基本ステップがごく短いものでありふれたものであるといえることに照らすと、基本ステップにアレンジを加えたとしても、アレンジの対象となった基本ステップを認識することができるようなものは、基本ステップの範ちゅうに属するありふれたものとして著作物性は認められない。……新しいステップや身体の動きは、既存のステップと組み合わせられて社交ダンスの振り付け全体を構成する一部分となる短いものとどまるということが出来る。このような短い身体の動き自体に著作物性を認め、特定の者にその独占を認めることは、本来自由であるべき人の身体の動きを過度に制約することになりかねず、妥当でない。

……社交ダンスの振り付けを構成する要素である個々のステップや身体の動き自体には、著作物性は認められないというべきである」と述べる一方で、「社交ダンスの振り付けが著作物に該当するというためには、それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であると解するのが相当である。なぜなら、社交ダンスは、そもそも既存のステップを適宜自由に組み合わせて踊られることが前提とされているものであり、競技者のみならず一般の愛好家にも広く踊られていることにかんがみると、振り付けについての独創性を緩和し、組合せに何らかの特徴があれば著作物性が認められるとすると、わずかな差異を有するにすぎない無数の振り付けについて著作権が成立し、特定の者の独占が許されることになる結果、振り付けの自由度が過度に制約されることになりかねないからである」と判示した。

(v) ファッションショー事件（控訴審）（知財高判平成26年8月28日判時2238号91頁）

原判決（東京地判平成25年7月19日判時2238号99頁）は、モデルのポーズまたは動作は、特段目新しいものではなく、作成者の個性が表現として表れているものとは認められないとして、ポーズまたは動作の振り付けに著作物性を認めなかった。

控訴審判決は、「ポーズ又は動作は、ファッションショー

におけるモデルのポーズ又は動作として特段目新しいものではないというべきであり、上記ポーズ又は動作において、作成者の個性が表現として表れているものとは認められない。したがって、これらのポーズ又は動作の振り付けに著作物性は認められない。……これを舞踊の著作物と解することもできない」と判示した。

## (2) 本判決との比較

(i) 事件判決では、バレエの振り付けの著作物性がすんなり認められているが、(ii) 事件判決では「独自の振付」「独自性のある振付」という点から著作物性が認められている(なお、「芸術性が高い」点も言及されているが、必須の要件ではなく、高い芸術性があることは著作物性を導きやすくなるという位置づけをしていると解される)。

判旨③では、「当該振付けに独自のものであるか又は既存の動作に有意なアレンジを加えたもの<sup>マ</sup>の<sup>マ</sup>いうことができるから、作者の個性が表れていると認めるのが相当である」と述べられており、(ii) 事件判決とほぼ同様の論理構成を採用し、振り付けに独自性があることが求められていると解される。

(iii) 事件判決は、「歌詞に合わせて左右の指1本ずつで、忍術を使う忍者を表現しようとする場合に、上記のような動作で表現することは、ありふれたものであると認められる」と判示している。この点、判旨①は、「各歌詞に対応する箇所、当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合には、……作者の個性の表れと認めることはできない」としており、同趣旨であると解される。加えて、判旨②では、歌詞に対する既定のハンドモーションではなくとも、歌詞部分について他の振り付けでとられている動作と同じものである場合、既定のハンドモーションや他の類例と差異があるものであっても、それらとの差異が動作の細かな部分や目立たない部分での差異にすぎない場合も、作者の個性の表れとは認められないとし、(iii) 事件判決よりも著作物性を認めない範囲を拡張していると解される。

(iv) 事件判決は、社交ダンスの振り付けを構成する要素である個々のステップや身体の動き自体には、著作物性は認められないとした。この点、判旨⑤は、「ステップについては、基本的にありふれた選択と組合せにすぎないとい

うべきであり、そこに作者の個性が表れていると認めることはできない。しかし、ステップが既存のものとは顕著に異なる新規なものである場合には、ステップ自体の表現に作者の個性が表れていると認めるべきである」と述べ、ステップ自体が著作物となりうるとしており、(iv) 事件判決とは異なった判断を示したといえよう。

また、(iv) 事件判決は、「社交ダンスの振り付けが著作物に該当するというためには、それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要である」としているのに対し、判旨⑥は「作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当である」と述べている。本判決では、著作物性が認められる基準が低くなっていると解される。

(v) 事件判決では、「モデルのポーズ又は動作として特段目新しいものではない」として著作物性が認められなかった。判旨①は、「当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合には、既定のハンドモーションを歌詞に合わせて当てはめたにすぎないから、その箇所の振り付けを作者の個性の表れと認めることはできない」と述べており、同様の理解がなされていると評価できよう。

従前の判決と比較して、本判決は、振り付けの著作物性について独自性を求め、ありふれたものや目新しくないものを排除する点は維持しながらも、著作物性が認められない範囲を拡張する一方、ステップ自体の著作物性保有可能性を許容し、また、振り付けの全体を通して作者の個性が一定程度にわたって表れていればよく、独創性は不要であるとした点で、著作物性が認められる基準を下げたと評価できよう。

## (3) 本件振り付け6等の著作物性

判決は、本件振り付け6等をそれぞれ細かく区分し、区分ごとにXの個性が表れているかどうかを判断し、すべて著作物性を有するとした。

判旨⑥は「作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当である」と述べており、「一定程度」とは具体的にどの程度かが問題となる。

個性が表れていると認められた区分が全体のどのくらいの割合を占めているかについて、本件振り付け6、本件振り付け11および本件振り付け13は50%超、本件振り付け15については約45%、本件振り付け16は30%余り、本件振り付け17は約40%である。

単純な割合のみで「一定程度」の充足が決定されるわけではないであろうが、全体の30%ほどで個性が表れていれば著作物性が認められるということは導かれる。もっとも、30%が最低限なのか、それを下回った場合、どこまで低下すると「一定程度」でなくなるのかは、本判決からは不明である。

他方、判旨⑥は、著作物性が認められるのは、「ひとまとまりの流れの全体」についてであると述べるが、そうであれば、細かく区分してそれぞれにおいて個性の表出を判断することが「ひとまとまりの流れの全体」の著作物性の有無を決定するのにどのように関係し、影響を与えるのかについては検討が必要であろう。例えば、学術論文を構成する個々の文章自体はありふれた、特に目新しくもないものであるが、「ひとまとまりの流れの全体」としては著作物に該当する。プログラムであれば、その傾向はさらに強くなる。なぜフラダンスについては部分における個性の表れが必要となるのか、その理由が求められよう。

### 3. 本判決の射程

前記2.(2)で述べたとおり、本判決は、ステップ自体に著作物性が認められる場合があるという点と、作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合であれば著作物性が認められるとした点で、これまでの判決と異なる新たな判断を示したと評価できるが、その射程が問題となる。

本判決において、個性が表れている振り付けかどうかを判断するにあたり、重要視されているのが、歌詞との関係

であることは明らかである。

この意味で、歌詞のない楽曲で踊る、あるいは歌詞の内容を表す振り付けをしない（ことが多いであろう）社交ダンスとフラダンスとで、著作物性の基準を異にすることを妥当とする考え方もあり得るだろう。そうすると、本判決の射程は、歌詞のある楽曲の下で演じる振り付けにのみ及ぶと解される。

ただし、その一方で、舞踊の著作物は、同一規定で無言劇の著作物とともに著作物の例示として定められていること（著10条1項3号）から分かるのとおり、そもそも、歌詞はもちろん、楽曲さえ必須ではないはずである。本来は、歌詞や楽曲とは関係なく、振り付けの創作性のみで著作物性が判断されるべきであろう。

判旨③は、「ある歌詞に対応する振付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られるものでも、それらと有意な差異がないものでもない場合」に作者の個性が表れるとし、歌詞の内容と振り付けとの間の距離が離れていることに着目する。しかし、歌詞が著作物である場合、それらの内容を表す振り付けが、言語の著作物を翻案した二次的著作物としての舞踊の著作物に該当する可能性も考えられる。

著作物の定義規定は、著作物の種類に関係なく統一されたものしかなく（著2条1項1号）、また、舞踊の著作物は例示の一つとして定められており（著10条1項3号）、著作権法は舞踊の種類によって著作物性の基準を異にすることを積極的に肯定しているようには見えない。歌詞との関係を重要視し過ぎることは、逆に、舞踊の著作物の著作物性の認定を複雑にするおそれがあるということを視野に入れておく必要がある。

（すわのおおき）

※1）新村出編『広辞苑第7版電子版』（岩波書店・2018）。

※2）山本桂一『著作権法』（有斐閣・1969）99頁。

※3）日本経済新聞「フラダンスに著作権、大阪地裁判決、『振

り付け個性あれば』、ハワイの指導者勝訴。」2018年9月21日夕刊10頁、朝日新聞「フラダンス、振り付けに著作権 大阪地裁が認定」2018年9月21日朝刊29頁など。